

# 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (二次健康診断等給付の見直し関係)

## 1 趣旨

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「定期健康診断等」という。）については、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導を行なうことが義務づけられ、その参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム」がとりまとめられたことを踏まえ、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、定期健康診断等の検査項目を見直す労働安全衛生規則等の改正が行われたところ。（平成19年7月6日公布、平成20年4月1日施行）

これに伴い、定期健康診断等の結果の一部を要件として給付を行う労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付についても、所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

(1) 二次健康診断等給付の対象者条件について

① 「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。

② 「BMIの測定」を「腹囲の検査又はBMIの測定」に改めること。

(2) 二次健康診断の検査項目について

「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。

## 3 施行日

平成20年4月1日

## 二次健康診断等給付の支給実績について

年 度	支 給 件 数	支 給 額
平成13年度	3, 187件	91, 265, 577円
平成14年度	10, 633件	300, 769, 170円
平成15年度	12, 606件	357, 021, 485円
平成16年度	15, 687件	448, 168, 842円
平成17年度	16, 518件	473, 716, 598円
平成18年度	19, 292件	557, 751, 726円

- 平成14年度から平成18年度までの労災保険適用事業場における労働者数の平均である48, 912, 282人中、脳・心臓疾患により労災認定された人は1, 610人 (0.0033%) であった。
- このうち、平成14年度から平成18年度までに二次健康診断等給付を受給した労働者57, 311人中、二次健康診断等給付受給後に、脳・心臓疾患により労災認定された人は2人 (0.0035%) であった。

※ 複数の危険因子が合併するとリスクが急速に上昇し、特に、肥満、高血圧、高脂血症、高血糖の4つを併せ持つと相対リスクは13.3倍になるとされている。  
(労働省作業関連疾患総合対策研究(1995:主任研究者 松沢佑次))

### <脳・心臓疾患による労災認定件数>

平成14年度	317件	} 計1, 610件
平成15年度	314件	
平成16年度	294件	
平成17年度	330件	
平成18年度	355件	

## ○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項 ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）

二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

## ○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

一 血圧の測定

二 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査

三 血糖検査

四 BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$  の二乗

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

一 空腹時の血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査

二 空腹時の血中グルコースの量の検査

三 ヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査（一次健康診断（法第二十六条第一項 に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行つた場合を除く。）

四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

五 頸部超音波検査

六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）